

令和6年度

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 都市整備局 都市交通課	ふりがな かど だいすけ 担当者名 賀戸 大輔 電話 671-3541
------	------	-----	---------------------	---

設 計 書

1 委託名 新横浜駅北口駅前広場修繕委託

2 履行場所 新横浜駅北口駅前広場（港北区篠原町2937番地先）

3 履行期間 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
 期限 令和 7年 3月 31日まで

4 契約の区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 不要
 要（月 日 時 分 場所）

7 委託概要 本業務は、新横浜駅北口駅前広場におけるインターロッキングの不陸整正を行うとともに根上がりが起因で隆起沈降しているツリーサークルを修繕し、駅利用者の転倒による公衆災害を防止させるものです。

金抜き

横浜市都市整備局

- 8 部分払 する (　　回以内)
 しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む。

委託代金額 ￥_____ . _____

内訳
業務価格 ￥_____ . _____

消費税及び地方消費税相当額 ￥_____ . _____

本委託内訳書

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
インターロッキングブロック 不陸整正	昼間作業 インターロッキングブロック 再利用	120	m ²			- 第 0001 号 内訳書
点字ブロック 修繕	昼間作業 300*300*60	7	枚			- 第 0002 号 内訳書
ツリーサークル撤去・新設	昼間作業 カネソウガーデングレート	7	箇所			- 第 0003 号 内訳書
処分費		1	式			- 第 0004 号 内訳書
交通管理	昼間作業 交通誘導警備員B		人			-
小計						
共通仮設費		1	式			-
現場管理費		1	式			-
一般管理費等		1	式			-
委託価格						-
消費税及び地方消費税相当額						- 10%
委託費計						-

第0001号内訳書

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
土木一般世話役			人		—	
ブロック工			人		—	
普通作業員			人		—	
透水性インターロッキングブロック 200×100×80		24	m ²		—	不陸整正120m ² 損耗率20%
珪砂 5号 48袋		1	式		—	
ダンプトラック			台		—	
小計					—	
1 m ² 当たり					—	インターロッキング ブロック不陸整正120m ²

第0002号内訳書

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
土木一般世話役			人		—	
ブロック工			人		—	
普通作業員			人		—	
点字ブロック	300×300×60	7	枚		—	
下地モルタル		1	式		—	
ダンプトラック			台		—	
小計						
1枚当たり					点字ブロック修繕 7枚	

第0003号内訳書

第0004号内訳書

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

□「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

□電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

☑「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

(1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itakusiyousyo.html>

(2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutuu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyjunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

(令和5年4月改訂)
都市整備局維持管理等委託業務共通仕様書

総 則

委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約約款等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。なお、本仕様書にて適用する項目は、チェックボックスにチェックが入った項目とする。

共通仕様

(提出書類)

- 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 業務従事者選定通知書	着手届出書に併せて提出	1部
(2) 委託組織表		

- 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	各1部
(2) 業務実施計画書（A4版）		

- 受託者は、委託業務履行中次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務日報（A4版）	打合せに基づいた期限ごとに提出	1部
(2) 委託業務写真（必要に応じて）	完了検査前	各1部
(3) 点検報告書	点検終了後	

(使用許可申請書)

- 受託者は、委託業務の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を担当職員に提出し、委託者の同意を受けなければならぬ。

(安全衛生管理)

受託者は、安全衛生管理に努め、次に掲げる事項を周知徹底しなければならぬ。

一般事項

- 名札又は腕章で会社名を明確にし、業務に適した服装、装備であること。
- 指定場所で喫煙を行い、消火器具等を備えておくこと。
- 定められた履行場所以外に立ち入らないこと。
- 機器、用具、ロープ等は、使用前に安全点検を実施すること。
- 電気機器等の電源は、しゃ断を担当職員と確認し、盤の施錠等を行い「作業中」である旨の表示をすること。
- 仮設電気設備を設けた場合は、充電部を確認し、取扱者を表示するとともに、ロープ柵等で安全措置を行うこと。
- 多湿環境における電動機械器具には、感電防止用漏電しゃ断装置を接続すること。
- 資格を要する業務は、免許又は技能講習修了等の資格を持った者が行うこと。資格がない者は行ってはならない。
- 酸素欠乏・有毒ガス・可燃性ガスの危険がある施設等で作業する場合には、必ず換気を行い、酸素濃度測定器・硫化水素濃度測定器・可燃性ガス測定器等で安全性を常時確認しなければならない。

- 従事者は、定期的に健康診断を受診すると共に、ワイル氏病・破傷風等の予防接種を受け、衛生管理に努めなければならない。
- 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに担当職員及び関係官公署に報告すると共に、必要な措置をすること。

□ 高所作業

- ア 高所作業は、転落防止は無論のこと、用具及び材料の落下防止措置を行うこと。
- イ 足場を組む場合には、通行等の邪魔又は障害にならないよう配慮し、堅固に組むこと。高さ又は深さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、開口部、作業床の端等に囲い、手すり、覆いを設けること。また、作業床は、適当な広さを保つようにすること。
なお、作業の必要上臨時に囲い等を取り外すとき又は作業床を設けることができないときは、転落防止網を張り、安全帯を使用して危険防止を図ること。
- ウ 安全帽（ヘルメット）を着用し、あごひもを確実に締めること。また、すり減った長靴等すべりやすい履物は使用しないこと。
- エ 高さ2メートル未満であっても落下のおそれがある場合は、上記と同様の措置を講ずること。

□ はしごによる作業

- ア はしごは、幅30センチメートル以上ですべり止め装置のあるものを使用すること。
- イ はしごは、平面に対して75度に掛けることを原則とし、はしごの上部は60センチメートル程度上に出し、ロープ等で上下部を固定物に結ぶなど転落防止措置を講じること。
- ウ はしごの上では、無理な姿勢での作業を行わないこと。

（個人情報の保護）

- 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項）

- 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、別添「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（環境配慮事項）

- 受託者は、委託者の環境保全活動に協力し、環境に配慮して、次に掲げる事項に努めるものとする。
- 業務に伴い発生した紙ごみ・一般廃棄物及び産業廃棄物は可能な限りリサイクルを行うこと。
- 業務に伴うコピー用紙の使用量の削減に努めること。
- 業務に伴う車両による搬出入作業時には、アイドリングストップ等を励行すること。

新横浜駅北口駅前広場修繕委託
特記仕様書

I 一般事項

1 総則

委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

2 適用

本仕様書は、「新横浜駅北口駅前広場修繕委託」に適用する。

3 使用許可申請書

受託者は、委託業務の実施に当たり、火気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を担当職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

4 写真撮影

委託業務の実施にあたっては、次の事項について写真撮影を行うこと。

なお、各状況を撮影するときは、各々同一方向から写すこととし、それを確認するため既存の施設物等の目印を入れるよう努めること。

- (1) 実施場所の作業前、作業中及び作業後の状況
- (2) 業務完了後では、検査・確認が不可能または困難であるもの
- (3) 事故・災害が発生したときの状況
- (4) その他、作業の記録で本市担当者が指示したもの

5 個人情報の保護

本委託業務では、個人情報を取り扱わない。

6 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行に当たって、別添「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 事故処理

受託者は、本委託業務の実施にあたり、受託者の責に帰すべき理由により横浜市施設等に損害を及ぼした場合には、受託者の負担において直ちに原型に復さなければならない。

また、委託業務中の第三者との事故（人身事故を含む）については、受託者の責任において、解決するものとする。

II 特記事項

1 目的

本委託業務は、新横浜駅北口駅前広場において発生しているインターロッキングブロック及びツリーサークルの段差や点字ブロックの破損を解消することにより、事故を未然に防止し、当該広場利用者の安全を確保することを目的とする。

2 業務内容

(1) 作業場所

新横浜駅北口駅前広場（港北区篠原町2937番地先）

(2) 業務内容

本業務は、新横浜駅北口駅前広場の舗装等の修繕を行うものである。実施に当たっては、作業場所を1日で作業が終了する箇所の場合はカラーコーンにて、作業日が複数日にまたがる場合は、B型フェンスにて囲い、材料搬出入時及び作業時作には交通誘導警備員を配置し、歩行者の安全を十分に確保しながら実施することとする。

ア インターロッキングブロック不陸整正

不陸が発生しているインターロッキングブロック（ $200 \times 100 \times 80$ ）（N=8箇所、 $S=120.0 \text{ m}^2$ ）（位置は別図のとおり）の下地珪砂を調整し、段差を解消させる。

なお、インターロッキングブロックは再利用するものとし、全体不陸整正面積の20%を損耗として計上することとする。

イ 点字ブロック修繕

破損している点字ブロック（ $300 \times 300 \times 60$ ）（N=2箇所、7枚）（位置は別図のとおり）を撤去し、新品に交換する。

なお、撤去した点字ブロックについては、適切に処分するものとする。

ウ ツリーサークル撤去・新設

不陸している既設のツリーサークル（ 2000×2000 SUS製）（仕様は別紙1のとおり）及び受枠上に設置されているインターロッキングブロック（7箇所）（位置は別図のとおり）を撤去し、次の仕様のツリーサークル（別紙2）に交換し、段差を解消させる。

なお、撤去したツリーサークル等については、適切に処分するものとする。

【ツリーサークル仕様】

カネソウ ガーデングレート RVK-1

角型 インターロッキングブロック用 細目タイプ（すきま 7.5 mm） 2000×2000

(3) 打合せ

打合せは、必要に応じて行うものとする。また、委託者が要求した場合は、隨時、打合せを行うこと。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 留意事項

周辺施設のイベント開催等により駅前広場が混雑している日は、作業をしないこと。

駅前広場利用者に迷惑を及ぼすような行為はもちろん、公衆の通行などの妨げとなることのないように注意すること。

4 写真撮影

成果品に関する写真撮影については、I（一般事項）4（写真撮影）の通りとする。

5 成果品

次の内容をまとめた報告書を作成し、紙製本及び電子データ（DVD等）それぞれ1部を提出すること。

(1) 竣工図面（平面図、断面図等）

(2) 竣工写真（施工前・施工状況・施工後）

(3) 出来形管理表

(4) 使用材料一覧及び詳細（写真、図面、仕様書等含む）

- (5) 発注者と受注者間で交わした書類
- (6) その他、発注者が成果品として別途指示したもの

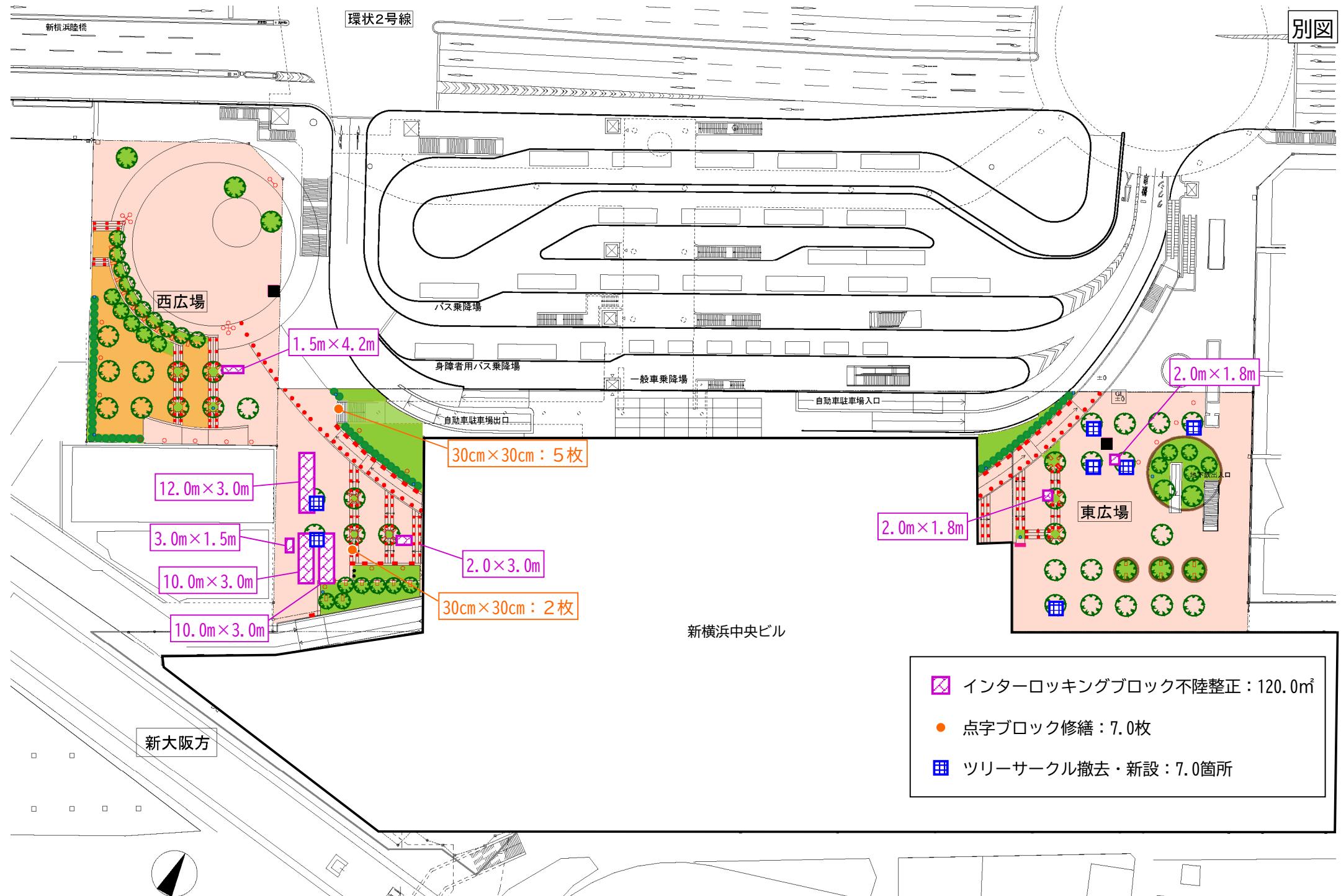
6 提出書類等

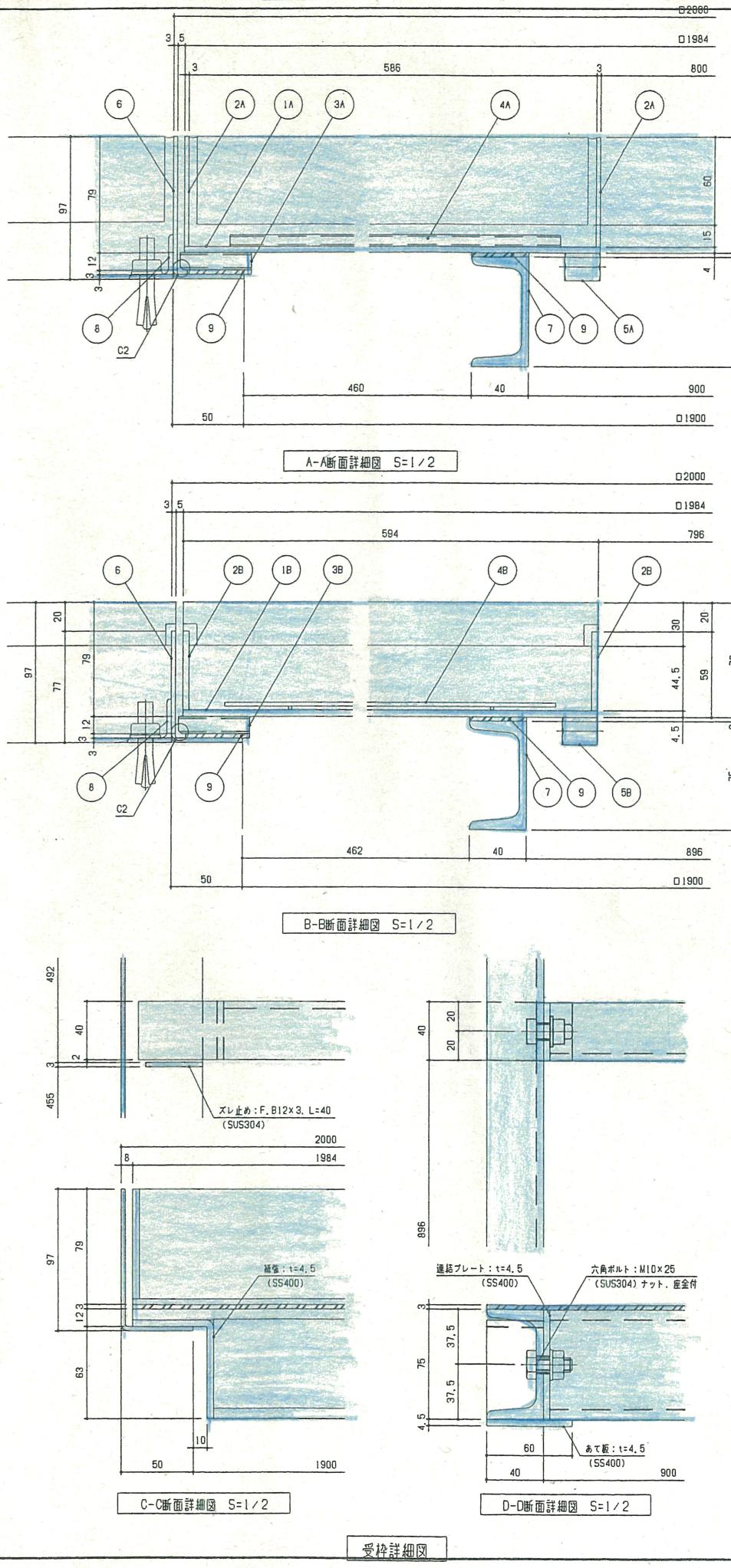
受託者は、本仕様書及び委託契約約款に定めるもの他、次の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 緊急連絡体制	契約後 7 日以内	1 部
(2) 委託完了図書（作業写真等）	委託完了後遅延なく	1 部
(3) 成果品引渡書	完了検査後	1 部

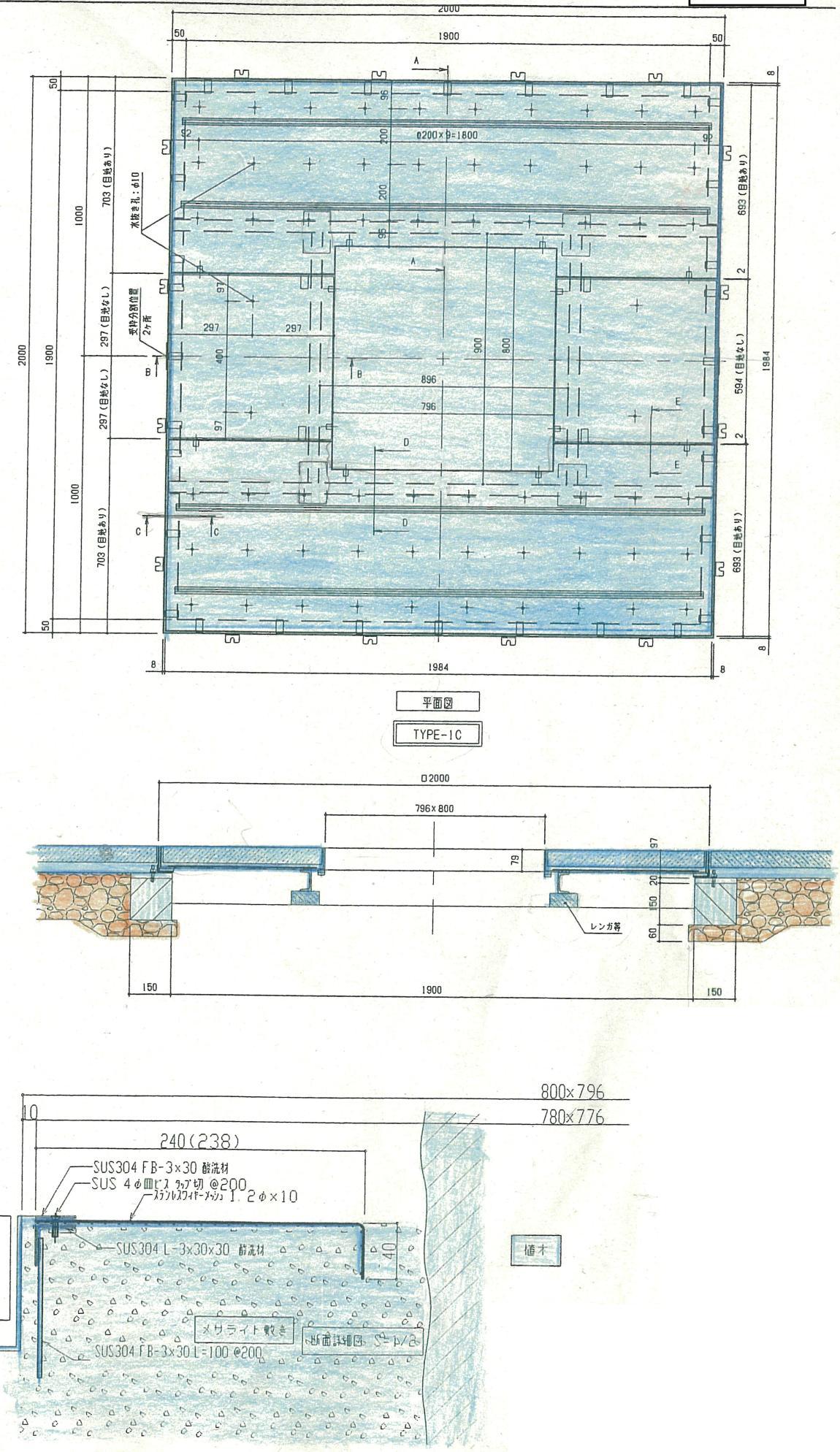
7 その他

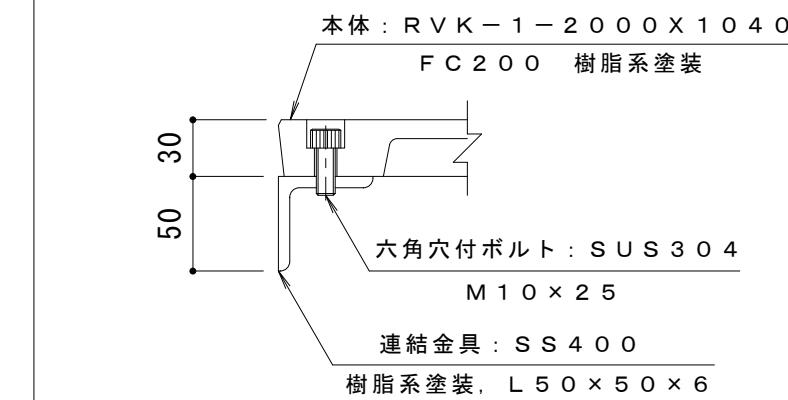
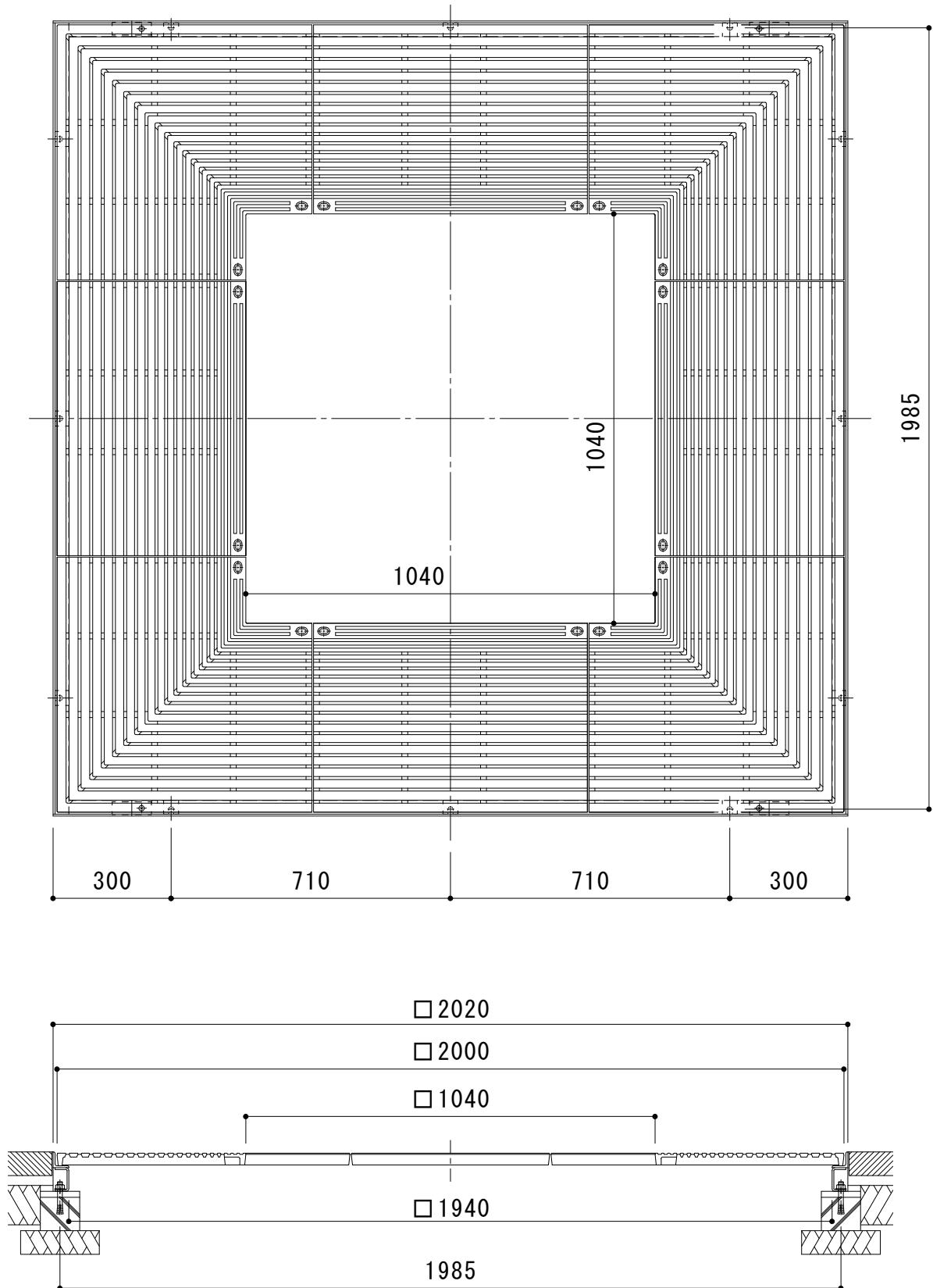
この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。





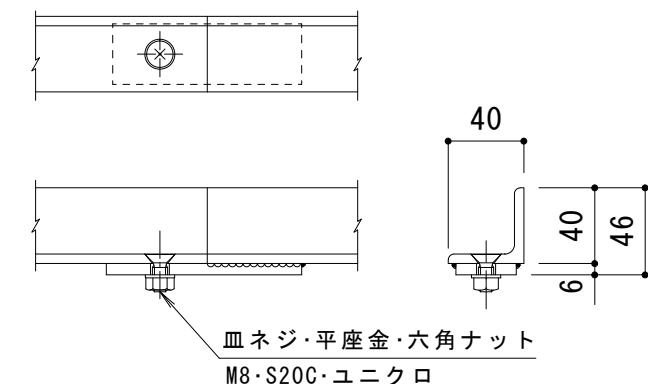
8	ゴムカッショ: t=3, 0	CR		ライナー部のみリベット固定
8	アンカーブ: L=60×80×8, L=60, 650	SUS304		
7	中継: 0-75×40×5×7	SS400	42	溶融亜鉛めっき
6	受跨: L=97 (77) ×60×3	SUS304	29	
5B	高ナット: M12×25	SS400		吊り上げアイボルト取付用
4B	溶接金具: φ2.6, φ100			
3B	ライナー: 25×12×1.6, L=50		18/枚	溶融亜鉛めっき
2B	側板: t=4, 5			
1B	底板: t=4, 5			
5A	高ナット: M12×25	SUS304		吊り上げアイボルト取付用
4A	モルタル用: 0-28×8×8, 20×1.2			
3A	ライナー: 25×12×1.6, L=50		50/枚	
2A	側板: F: 875×3			
1A	底板: t=4, 0			
項目	名前	材質	個数	kg/個
				記事





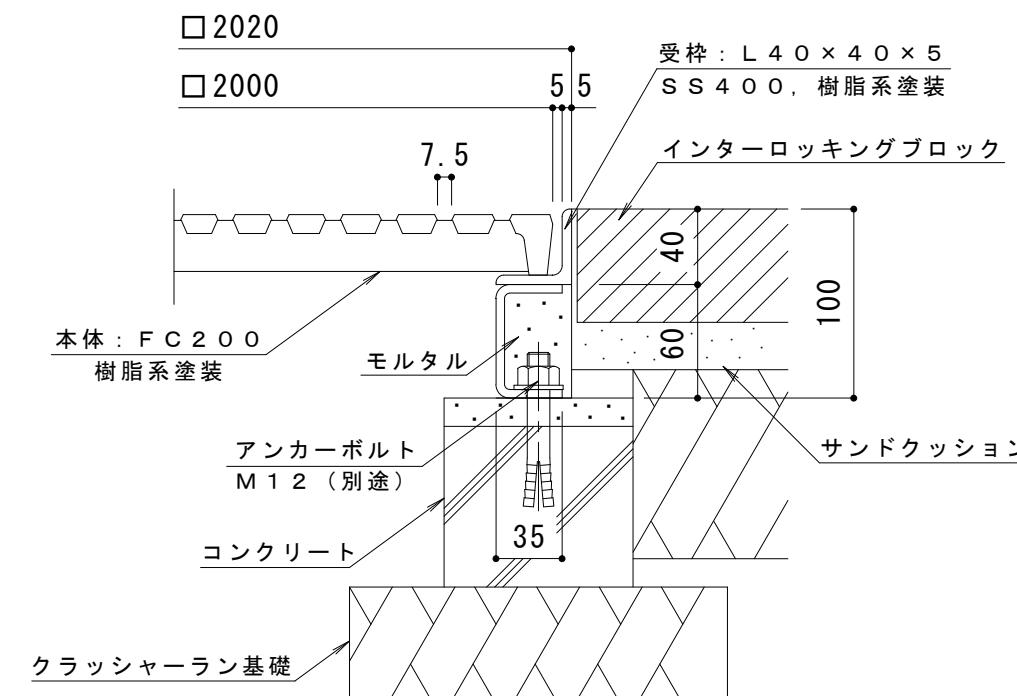
連結部詳細 S = 1 : 4

※本体は8分割です。

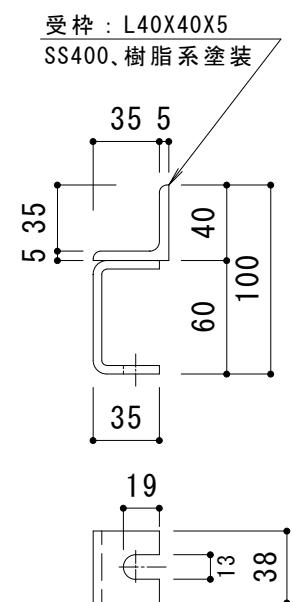


受枠接続部詳細 S = 1 : 4

※受枠は4分割です。



納まり詳細図 S = 1 : 4



受枠詳細図 S = 1 : 4

訂 正	年・月・日	内 容	製 図	検 図	工事名称
					図面名称
..	角型 細目タイプ (すきま7.5mm) ガーデングレート RVK-1-2000x1040
..	角型用インターロッキングブロック用 スチール製受枠 SH-E-2000
..	

製図 服部	検図 星野	作成年月日	力ボノウ株式会社
..

1:15, 1:4

図番

3RS12137

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に關し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に關する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に關して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に關し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に對し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)